

福島県企業局業務委託検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県企業局が所管する測量・調査委託及び設計業務委託（以下「業務委託」という。）についての給付の完了を確認するため必要な検査、並びに適正かつ能率的な施行を確保するために行う検査の実施について、必要な事項を定め、的確な検査を行うことを目的とする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、各号のとおりとする。

(1) 完成検査

業務委託の完成を確認するための検査

(2) 一部完成検査

業務委託の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分のものである場合において、当該部分の完成を確認するための検査

(検査員)

第3条 検査を実施する者は福島県企業局財務規程第221条に規定する検査員とする。

(検査の範囲)

第4条 この要綱は、福島県企業局が所管する業務委託の検査に適用する。

(検査の時期)

第5条 完成検査又は一部完成検査は、受託者から完成又は一部完成の通知を受けた日から10日以内に行わなければならない。

(検査の種類)

第6条 検査員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査事項)

第7条 検査員が行う検査事項は、下記によるものとする。

(1) 委託条件

(2) 指示事項の処置

(3) 成果品目

(4) 技術審査等の確認

(5) 社内審査

(6) その他の指示事項

(技術審査)

第8条 監督執行者側は、着手届受理後に基本条件等の照査（社内審査）段階における技術審査を行うものとする。

また、完成届を受理後、委託成果品について完成検査前に委託成果品について技術審査を行うものとする。

(技術審査者)

第9条 技術審査者は、契約権者が第3条の検査員と重複しないよう指定するものとする。

(技術審査事項)

第10条 技術審査者が、技術審査を行うにあたっての審査事項は、別に定めるところによるものとする。

(検査の立会)

第11条 監督員は検査が行われるときは立ち会わなければならない。

2 契約権者は、検査が行われるときは、原則として当該業務委託の受託者(主任技術者等)を立ち合わせなければならない。

(検査調書)

第12条 検査員は、検査を完了し、完成又は一部完成を認めたときは、検査調書を作成し、契約権者に提出しなければならない。

(検査記録)

第13条 検査員は、検査を完了し、完成又は一部完成を認めたときは、別紙1の業務委託成果品検査記録を作成し、契約権者に提出しなければならない。

(技術審査記録)

第14条 技術審査者は、技術審査完了後、別紙2の技術審査書を作成し、契約権者に提出しなければならない。

(技術審査者及び監督員の責務)

第15条 技術審査者及び監督員は、責務をもって業務を遂行しなければならない。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別紙1

業務委託成果品検査記録

台帳番号		第		号						
委託番号		第		号		課(事業所)				
公単		事業名				路線等の名称				
工事箇所		市		町		地内				
		郡		村						
工事費		当初委託額				千円		最終委託額		千円
契約工事	当初	自	年	月	日	最終	自	年	月	日
		至	年	月	日		至	年	月	日
委託完了年月日				年		月		日		
受託者名						監督員職氏名				
契約工期		日				契約工期に対して		+ - 日		

最終委託内容									

別紙2

技 術 審 査 書

技術審査者

印

委 託 名	工第 号 委託	路・河川名	線 筋	
場 所	市 町 大字 村			地内
契 約 工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	請 負 金 額	千 円	
委 託 内 容				
監 督 員				

〔 審 査 結 果 〕

審 査 月 日

平 成

年

月

日

審 査 所 見

--

